

フードドライブ活動啓発動画制作委託業務 仕様書

1. 業務名

フードドライブ活動啓発動画制作委託業務

2. 事業の目的

令和4年3月に策定した「高知県食品ロス削減推進計画」を踏まえ、各家庭で使い切れない未利用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄附する「フードドライブ活動」への周知・啓発を図ることで、高知県内の食品ロス削減に寄与することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和6年9月17日（火）まで

4. 業務の内容及び実施方法

(1) 県が提出する資料等を基に、「フードドライブ活動」の周知・啓発動画を作成する。動画時間は30秒版を1本とする。

盛り込む内容例：①フードドライブ活動内容、②食品ロス削減のためのフードドライブ活動の役割、③食品ロスの現状（県内、全国）、食品ロス削減の重要性等

(2) 音声、ナレーション必須で作成する。ただし、放映場所により音声なしのケースもあるため、テロップ等で内容が伝わるものとする。

(3) 仕様はデジタルサイネージ用動画データで、.mp4または.movとする。

(4) 撮影内容は、ロケ撮影、出演者確保、諸経費込みとする。

5. 成果物の納入期限

成果物：業務完了報告書、動画データ

納入期限：令和6年9月17日（火）

6. 個人情報の保護について

受託者は、この契約による事業を実施するための個人情報の取扱いについては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

7. 留意事項

(1) 委託業務の成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。）は、成果物の引渡し的时候をもって受託者から県に移転するものとする。

(2) 成果物については、県の業務の実施、運営等のために必要な範囲内で県自らが複製し、

若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること、又は県の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。

(3) 受託者は、業務を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。

(4) この事業に必要な経費は、全て委託費により賄うものとする。ただし、備品購入など受託者の財産取得となる経費は認められない。

(5) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めない事項については、必要に応じて、委託者である県と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(6) 第三者への損害は、受託者の責任において処理すること。ただし、当該損害が県の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。